

議案第41号

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成29年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市ジオターミナルの設置及び管理を行うため、この案を提出する。

勝山市ジオターミナル設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 勝山市における観光誘客の拠点施設として、勝山市ジオターミナル（以下「ジオターミナル」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ジオターミナルの位置は、勝山市村岡町寺尾第51号11番地に置く。

(構成施設)

第3条 ジオターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光交流施設
- (2) 屋外広場

(開館時間及び休館日)

第4条 前条第1項に定める観光交流施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後6時まで
- (2) 休館日 12月29日から翌年1月2日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(入場者の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ジオターミナルへの入場を拒否し、又は当該施設から退場させることができる。

- (1) 施設内の秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となるおそれがある者
- (3) ジオターミナルの施設若しくは設備（以下「施設等」という。）を汚損し、又は破損するおそれがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、ジオターミナルの管理及び運営上支障があると認める者

(使用の承認)

第6条 ジオターミナルにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。

- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため施設の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 市長は、ジオターミナルの管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の承認（以下「使用の承認」という。）に条件を付することができる。
 - 3 ジオターミナルにおいて、便益施設を設置しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
（使用の不承認等）

第7条 市長は、使用の承認を申請する者によるジオターミナルの使用が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ジオターミナルの管理及び運営上支障があるとき。
- （使用料）

第8条 第6条第1項の規定に基づき使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、別表に掲げる使用料の区分に該当する者は、その使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、承認の際に徴収する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは使用後に徴収することができる。
- 3 第6条第1項又は同条第3項の規定に基づき承認を受けた者は、承認を受けた行為又は設置により得られた収入額の5パーセントを納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、前条第1項に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当する場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災、気象その他利用者の責任によらない理由で、施設等が利用できなくなったとき。

(2) 施設等の管理上、特に必要があるため、市長が使用の承認を取り消したとき。

(特別設備等の制限)

第 11 条 使用者は、施設等の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 12 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。

(2) 使用の承認の際に付した条件に違反しないこと。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 施設等を汚損し、又は破損しないこと。

(6) 使用の承認を受けた施設等を転貸し、又は当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

(7) 使用の承認を受けないで、特別の設備等を設け、又は特殊な物件を搬入しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、ジオターミナルの管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(使用の承認の取消し等)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 災害その他の緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がジオターミナルを使用するとき。

(4) 工事その他ジオターミナルの維持管理上やむを得ない理由により施設等を使用することができなくなったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合に該当することにより、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じた場合において使用者に損失が生じても、市長は、その損失を補償しない。

(使用者の原状回復義務)

第14条 使用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、市長の確認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第15条 ジオターミナルに入場した者及び使用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(管理の代行)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）にジオターミナルの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第8条第1項に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 開館時間の変更及び臨時休館に関すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 入場者の制限に関すること。

(3) 第6条第1項に規定する使用の承認に関すること。

(4) 第8条第1項に規定する使用料を定め、減免し、又は還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(5) 第8条第3項に規定する使用料を徴収すること。

(6) 施設等の維持管理に関する業務

(7) 前6号に掲げるもののほか、ジオターミナルの管理及び運営に必要な業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条、第6条第1項及び第2項、第7条から第11条並びに第13条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条から第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、勝山市の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年勝山市条例第9条）及びこの条例並びにこれに基づく規則の規定に従い、ジオターミナルの管理を行わなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(勝山市都市公園条例の一部改正)

2 勝山市都市公園条例（昭和 57 年勝山市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 号を次のとおり改める。

(2) 長山公園内勝山市体育館及び長尾山総合公園クロスカントリーコース及び長尾山総合公園内勝山市ジオターミナルの管理及び運営に関すること。

別表(第 8 条関係)

使用の目的	単位	金額
行商、募金その他これに類するもの	1 件 1 日につき	2,000 円
写真又は映画の撮影	1 件 1 日につき	10,000 円
興業	1 件 1 日につき	10,000 円
展示会、その他これに類するもの	1 件 1 日につき	2,000 円